

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6 月30日
【会社名】	株式会社大光銀行
【英訳名】	THE TAIKO BANK,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 古出 哲彦
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市大手通一丁目 5 番地 6
【電話番号】	(0258) 36 - 4111 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 相場 実
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区西池袋三丁目28番13号 株式会社大光銀行 総合企画部・東京事務所
【電話番号】	(03) 3984 - 3824 (代表)
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼総合企画部東京事務所長 西山 克義
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社大光銀行 東京支店 (東京都豊島区西池袋三丁目28番13号) 株式会社大光銀行 川口支店 (埼玉県川口市本町三丁目 6 番22号)

1【提出理由】

平成29年6月22日開催の当行第115回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金2円50銭 総額236,367,700円

ロ 効力発生日

平成29年6月23日

第2号議案 株式併合の件

平成29年10月1日を効力発生日として、普通株式について、10株を1株の割合で併合する。

第3号議案 定款一部変更の件

イ 株式併合の割合に合わせて、第6条（発行可能株式総数）を2億株から2,000万株に減少させるとともに、第8条（単元株式数）を1,000株から100株に変更する。

（効力発生日 平成29年10月1日）

ロ 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」により可能となった、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行う。

ハ 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正、現行規定内容等を明確にすること、その他所要の変更を行う。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、古出哲彦、石田幸雄、亀貝信一、山岸和博、松田直樹、近藤喜栄知及び俵木稔を選任する。

第5号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役として、藤沢稔、細貝巖、鈴木裕子、小林彰及び渡辺隆を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の確定金額報酬額決定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型報酬枠決定の件

第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	69,482	6,747	0	（注）1	可決（89.57％）
第2号議案	76,175	54	0	（注）2	可決（98.20％）
第3号議案	76,156	73	0	（注）2	可決（98.18％）
第4号議案				（注）3	
古出 哲彦	66,799	9,430	0		可決（86.11％）
石田 幸雄	67,468	8,761	0		可決（86.98％）
亀貝 信一	67,448	8,781	0		可決（86.95％）
山岸 和博	67,439	8,790	0		可決（86.94％）
松田 直樹	67,440	8,789	0		可決（86.94％）
近藤 喜栄知	76,030	199	0		可決（98.01％）
俵木 稔	76,064	165	0		可決（98.06％）
第5号議案				（注）3	
藤沢 稔	76,080	149	0		可決（98.08％）
細貝 巖	66,452	9,777	0		可決（85.67％）
鈴木 裕子	76,057	172	0		可決（98.05％）
小林 彰	76,079	150	0		可決（98.08％）
渡辺 隆	73,720	2,509	0		可決（95.04％）
第6号議案	76,065	141	23	（注）1	可決（98.06％）
第7号議案	76,051	155	23	（注）1	可決（98.04％）
第8号議案	76,119	110	0	（注）1	可決（98.13％）
第9号議案	70,276	5,953	0	（注）1	可決（90.60％）

（注）1．出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない議決権数は加算しておりません。